

公益社団法人長寿社会文化協会

会員及び会費等に関する規程

(規程の目的)

第1条 公益社団法人長寿社会文化協会（以下「本協会」という。）の定款第3章（第5条～第11条）に規定する会員及び会費等に関し、必要な事項を定める。

(会員の種別)

第2条 本協会の会員は、定款第5条に基づき、次の3種とする。

- (1) 正会員 本協会の事業に賛同して入会した個人（以下「個人正会員」という。）又は法人（以下「法人正会員」という。）であって、法令上の社員としての資格を有し、社員総会における議決権を有する
- (2) 賛助会員 本協会の事業、活動を賛助し、それに参加するために入会した個人（以下「個人賛助会員」という。）又は法人（以下「法人賛助会員」という。）であって、本協会のすべての事業、活動に参加することができる
- (3) 協力会員 本協会又はその地域組織が行なう事業、活動に部分的又は一時的に参加協力するために入会した個人（以下「個人協力会員」という。）であって、本協会が行なう特定の事業又は特定のポイント活動に参加することができる

(入会の方法)

第3条 本協会への入会の方法は、会員の種別に応じ、次の通りとする。

- (1) 正会員 正会員として入会しようとする者は、1名又は1法人以上の正会員の推薦を得て、所定の入会申込書により、代表理事宛て入会申込みを行ない、常務理事会の承認を得なければならない
- (2) 賛助会員 賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書により、代表理事宛て入会申し込みを行い、代表理事の承認を得なければならない
- (3) 協力会員 協力会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書により、正会員又は本協会の地域組織の代表宛て入会申込みを行い、その承認を得て、代表理事に届け出なければならない

(会員の義務)

第4条 本協会の会員は、その種別にかかわらず、次の義務を有する。

- (1) 法令及び本協会の定款を遵守すること
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は本協会の目的に反する行為をしないこと
- (3) 定款及び本規程で定める会費等を期限を守って納入すること

(入会金及び会費)

第5条 本協会の会員は、その種別に応じ、次の年会費を納入しなければならない。

個人正会員	一年会費	10,000円
法人正会員	一年会費	1口(300,000円)以上
個人賛助会員	一年会費	3,000円
法人賛助会員	一年会費	1口(100,000円)以上
個人協力会員	一年会費不要	(但し事業参加に伴う実費の徴収を妨げない。)
法人協力会員	一年会費不要	(但し事業参加に伴う実費の徴収を妨げない。)

2. 継続会員は毎事業年度末までに翌事業年度の年会費を納入しなければならない。
3. 新規入会会員は事業年度の途中で新規入会した会員は当該事業年度の会費及び入会金を入会承認月の翌月末までに、別紙7の規程による入会金及び会費を納入しなければならない。
4. 納入が送金、振込でなされた場合は、金融機関の記録をもって領収書に代えることとする。ただし、納入に際し、会員から特に申し出があった場合は領収書を発行する。

(入会金及び会費等の使途)

第6条 各年度において、会員の種別ごとに、入会金及び年会費として納入された金額を組織運営費その他法人会計の経費に充当するものとする。

2. 会員等から受けた寄付金は、寄付者から特別に使途の指定がない場合は法人会計の収入とし、組織運営費その他法人会計の経費に充当するものとする。

(退会及び休会)

第7条 本協会の会員は、定款第8条の規定により会員資格を喪失する場合のほか、所定の退会届を代表理事宛て提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2. 退会により、会員資格を喪失した場合は、既納の入会金及び年会費は返還しない。
3. 海外駐在、病気等正当な理由で年会費の一時免除申請があった場合は常務理事会の承認で、年会費の納入を免除し休会扱いとすることができる。

(再入会)

- 第8条 前条の規程により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した第3条に定める入会申込書の提出をしなければならない。
- 但し、除名により会員資格を喪失した者は再入会を認めないこととする。
2. 再入会の場合は、退会の際の未納の入会金及び年会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。
 3. 再入会した会員は会員として年数通算を適用せず、新規入会扱いとする。

(改 廃)

第9条 本規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附 則)

1. この規程は、平成22年5月21日に制定
(平成22年6月1日より施行する)
2. 平成25年10月28日に一部改定
(平成25年11月1日より施行する。但し、第5条の2項と3項は平成26年4月1日より施行する)
3. 平成29年5月24日に一部改定 (但し、第2条、第3条及び第5条は新規会員についてのみ適用し、既存会員については旧規程を適用する)

- 別紙1. 個人正会員・個人賛助会員入会申込書
- 別紙2. 法人正会員・法人賛助会員入会申込書
- 別紙3. 個人・法人協力会員申込書
- 別紙4. 個人正会員・個人賛助会員・個人協力会員退会届
- 別紙5. 法人正会員／法人賛助会員／法人協力会員退会届
- 別紙6. 新規入会会員の入会時の入会金・会費の扱い
- 別紙7. 年会費を前納する場合の取り扱い

以 上